

山梨大学医学部附属病院
臨床倫理コンサルテーションチーム
標準業務手順書

山梨大学医学部附属病院

第1.0版 令和3年3月31日作成

第1 目的

本手順書は、山梨大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム申合せ第12条の規定に基づき、山梨大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム（以下「コンサルテーションチーム」という。）の設置及び運営に関する手順を定めたものである。

第2 活動

コンサルテーションチームは、医療・ケアに関わる倫理的問題について、医療・ケアチームを支援する活動（以下「倫理コンサルテーション」という。）を行う。

第3 コンサルテーションチームの組織

コンサルテーションチームは、次の各号に掲げる者で構成する。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- (1) 医療行為の倫理に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の委員 若干名
 - (2) 医師 若干名
 - (3) 看護師 若干名
 - (4) 社会福祉士 若干名
 - (5) 倫理学の専門家 若干名
 - (6) その他、専門委員会の委員長が必要と認める者
- 2 前項のメンバーは、内規第5条第1項に規定する委員長（以下「専門委員会委員長」という。）が選出し、病院長が委嘱する。
- 3 コンサルテーションチーム責任者（以下「責任者」という。）は、専門委員会委員長が任命する。
- 4 責任者に事故あるときは、責任者があらかじめ指名したメンバーがその職務を代行する。
- 5 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 欠員により補充されたメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

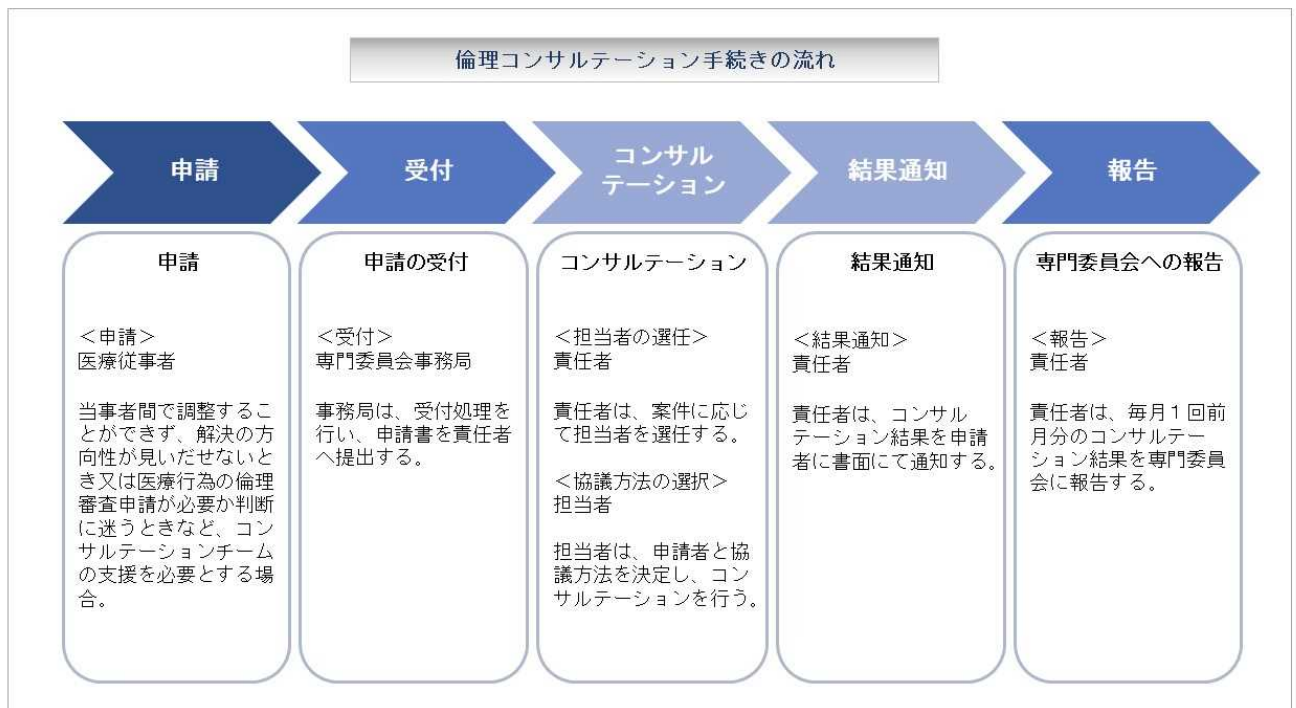
第4 倫理コンサルテーション手続きの流れ

倫理コンサルテーション手続きは、以下の手順で行う。

- (1) 「臨床倫理コンサルテーション申請書」（別紙様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、専門委員会事務局を通じて責任者へ提出する。
- (2) 責任者は、医療従事者からの倫理コンサルテーションを求める申請を受け、協議を行う必要があると判断した場合には、その事例を担当するメンバー（以下「担当者」という。）を1名以上選任するとともに、倫理コンサルテーションの日程調整を行う。
- (3) 責任者は、依頼に対応する上で協議を行う必要がないと判断する場合には、申請者へ「倫理コンサルテーション結果通知書」（別紙様式2）（以下「結果通知書」という。）にてその旨回答する。
- (4) 担当者は、以下のいずれかの形式により協議を行う。

- ① 担当者が申請者や医療・ケアチーム等を招請し、多職種による協議の場を設ける。
 - ② 申請者の開催する多職種カンファレンス等へ、担当者が参加する。
 - ③ 担当者と申請者が少人数で話し合いを行う。
- (5) 担当者は、協議を行った結果を倫理コンサルテーション実施記録（別紙様式3）（以下「実施記録」という。）により責任者に報告する。
 - (6) 申請者は、コンサルテーション結果により倫理申請を行う際には、結果通知書を資料として添付する。

〈倫理コンサルテーションの流れ〉



第5 報告

- (1) 責任者は、毎月1回前月分のコンサルテーション結果（検討の必要性がなかった案件を含む。）を専門委員会に報告する。
- (2) 専門委員会委員長は、責任者から受けた報告内容を委員会で確認し、病院長に報告（病院運営委員会での報告）する。

附 則

この手順書は、令和3年4月1日から施行する。